

# IV 都市施設

## 1. 交通施設

交通施設は、人やものの移動を円滑に行うための都市の根幹的基盤施設であり、長期展望にたつて、必要な施設を都市計画決定しています。

交通施設には、道路・鉄道といった線的な交通路だけでなく、鉄道駅・駅前広場・自動車ターミナル・駐車場といった交通結節点を構成する施設(交通結節施設)も含まれます。

### (1)道路

道路は、都市の骨格を形成し、人・自動車・自転車などの円滑な交通の場を提供することにより、都市交通ネットワークの中で最も中心的な役割を果たすとともに、上下水道・電気・ガス等の公共公益施設を収容し、震災・火災時において消防活動の場や避難路となることに加え、日照・通風・レクリエーションのための公共空間を提供するなどの多目的な効用を発揮する都市の基盤的施設です。都市計画道路の種別としては、自動車専用道路・幹線街路・区画街路及び特殊街路があり、その内容は次の表のとおりです。

#### ■都市計画道路の種

種 別	内 容
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等、もっぱら自動車の交通の用に供する道路。
幹線街路 (主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路)	都市内におけるまとまった交通を受けもつとともに、都市の骨格を形成する道路。 <b>主要幹線道路</b> ：都市間交通や通過交通等の比較的最長いトリップの交通を大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通容量を有する道路。 <b>幹線道路</b> ：主要幹線道路及び主要交通発生源等を有機的に結び、都市全体に網状に配置され、都市の骨格、及び日常生活圏の単位である近隣住区の外郭を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路。 <b>補助幹線道路</b> ：幹線道路に囲まれた地区(近隣住区)内の主要な交通路となり、幹線道路の交通を地区内に集散させる役割を持つ道路。
区画街路	近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路。
特殊街路	もっぱら歩行者・自動車・都市モノレール・路面電車等、自動車以外の交通の用に供するための道路。

#### ■道路の名称

 路線名 (○) 一連番号 (△) 規模(1~7) (□) 区分(1~9) (○)	区分(○)	1:自動車専用道路 3:幹線街路 7:区画街路	8:特殊街路(歩行者専用道・自転車専用道・自転車歩行者専用道) 9:特殊街路(都市モノレール専用道等) 10:特殊街路(路面電車道)
	規模(□)	1:幅員 40m以上 2:幅員 30m以上 40m未満 3:幅員 22m以上 30m未満	4:幅員 16m以上 22m未満 5:幅員 12m以上 16m未満 6:幅員 8m以上 12m未満 7:幅員 8m未満
	一連番号(△)	当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。	

松江市における戦前の都市計画道路は松江駅付近と松江港伊勢宮地区を交通運輸の中心地点と定め、ここに南北に通じる幅員 22mの道路を設けて主要幹線とし、合計 26 路線、総延長 36,738mを昭和 7 年に計画決定しました。その後、市街化の動向と交通状況の変化及び市町村合併を経て変更追加し、現在 90 路線、総延長 165,590mを計画決定しています。

近年の整備状況について、令和 5 年度には、事業中の路線のうち 3・4・8 号大庭浜乃木線の古志原工区(延長 840m)が全線開通しました。令和 6 年度時点での主な事業中の路線として、3・4・8 号大庭浜乃木線(大庭バイパス団原エリア)、3・5・13 号松江熊野線(鍛冶橋工区・新大橋工区)、3・6・53 号揖屋馬潟線、3・6・80 号下東川津西浜佐陀線の整備を進めています。このうち 3・5・13 号松江熊野線の鍛冶橋工区では、災害時の緊急輸送等を考慮した耐震化及び渋滞対策などを目的とし、橋を架け替えるとともに、自動車と歩行者が安全に通行できるよう、交差点の改良を行っています。

#### ■都市計画道路整備状況表 (R7. 3. 31 時点)

道路種別	路線数	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)
自動車専用道路	3	17,490	11,830	67.6
幹線道路	62	131,560	90,044	68.4
区画街路	21	14,220	10,143	71.3
特殊街路	4	2,320	2,320	100.0
合計	90	165,590	114,337	69.0

(松江圏都市計画区域及び宍道都市計画区域)



米子松江線

■都市計画道路整備事業進捗状況 (1/2)

【松江圏都市計画区域】

(R7. 3. 31 時点)

番号	路線名	車線数	幅員(m)	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)	決定年月日(最終)
1 3 1	米子松江線	4	24	14,780	9,400	63.6	R 3. 4. 6
1 4 2	東津田連絡線	4	19	830	550	66.3	R 3. 4. 6
自動車専用道 (2 路線) 計				15,610	9,950	63.74	
3 2 2	出雲郷松江線	2	40	9,580	9,580	100.0	R 3. 4. 6
3 3 3	上乃木菅田線	4	25	4,640	4,640	100.0	H13.08.03
3 5 4	北田町学園線	2	12	400	400	100.0	H21.01.23
3 4 5	中の島線	2	16	490	490	100.0	R 3. 4. 6
3 4 6	東津田鼻曲線	2	16	2,200	2,200	100.0	H25.04.05
3 4 7	山代矢田線	2	16	2,390	2,250	94.1	H25.04.05
3 4 8	大庭浜乃木線	2	16	4,970	3,895	78.4	H25.04.05
3 4 9	嫁島公園線	2	16	2,650	2,650	100.0	H13.08.03
3 3 10	袖師大手前線	4	25	1,670	1,375	82.3	H13.08.03
3 5 11	国道 9 号線	2	12	14,630	11,150	76.2	R 3. 4. 6
3 5 12	幸橋菅田線	2	15	2,260	1,560	69.0	H29.12.26
3 5 13	松江熊野線	2	15	2,670	560	21.0	H29.12.26
3 4 14	松江停車場白瀧線	2	20	1,060	1,010	95.3	H13.08.03
3 5 15	松江平田線	2	15	1,170	1,170	100.0	H11.05.14
3 4 16	浜乃木乃白線	2	20	1,620	0	0.0	H25.04.05
3 6 17	松江大橋線	2	11	340	340	100.0	R7.1.7
3 4 18	北松江停車場恵曇線	2	16	3,400	3,120	91.8	H11.05.14
3 5 20	松江停車場溜池線	2	12	1,570	1,570	100.0	H25.04.05
3 5 21	大正町西津田線	2	15	1,940	1,720	88.7	H13.08.03
3 4 22	松江停車場伊勢宮線	2	16	530	330	62.3	H28.03.29
3 4 23	北循環線	2	16	6,670	3,642	54.6	H15.03.28
3 5 24	北堀黒田線	2	12	1,250	880	70.4	H13.08.03
3 6 26	母衣南北線	2	11	590	590	100.0	H21.01.23
3 4 27	上追子笠無線	2	16	2,880	1,740	60.4	H13.08.03
3 6 28	殿町菅田線	2	11	1,220	470	38.5	H13.08.03
3 6 29	北堀大輪線	2	11	440	0	0.0	H13.08.03
3 3 30	城山北公園線	4	29	1,040	1,040	100.0	H15.03.28
3 6 31	白瀧本町寺町線	2	11	640	570	89.1	H28.03.29
3 4 32	松江停車場南口雑賀線	2	20	490	490	100.0	H22.01.19
3 6 33	松江港網陀線	2	11	690	690	100.0	H13.08.03
3 6 34	西津田連絡線	2	11	610	0	0.0	H25.04.05
3 6 35	上乃木浜乃木線	2	11	860	310	36.0	H22.01.19
3 6 36	西津田山手線	2	11	1,230	0	0.0	H22.01.19
3 3 46	布志名林線	4	27	2,700	2,700	100.0	H24.03.30
3 5 48	玉造西通線	2	12	1,360	30	2.2	H24.03.30
3 5 49	玉造東通線	2	12	1,950	1,950	100.0	H24.03.30
3 4 51	駅西通線	2	16	340	0	0.0	H13.03.13
3 4 52	出雲郷東灘線	2	16	1,210	1,210	100.0	H13.08.03
3 6 53	揖屋馬瀧線	2	12	2,780	1,582	56.9	R 4. 3. 24
3 5 54	新町須田線	2	12	580	530	91.4	H24.03.30
3 6 58	意東揖屋線	2	10	3,400	2,490	73.2	H24.03.30
3 3 59	菅田美保関線	4	22	2,470	2,470	100.0	H15.03.28
3 4 60	駅前線	2	16	580	100	17.2	H13.03.13
3 5 61	湯町辻堂線	2	14	910	910	100.0	H24.03.30

■都市計画道路整備事業進捗状況 (2/2)

(R7.3.31時点)

番号	路線名	車線数	幅員(m)	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)	決定年月日(最終)
3 5 65	北公園西尾線	2	14	3,060	3,060	100.0	R 3. 4. 6
3 4 66	八重垣神社線	2	16	1,190	0	0.0	H13.08.03
3 5 67	小浜堂の前線	2	12	2,160	2,160	100.0	R 3. 4. 6
3 5 68	松江停車場南口線	2	12	230	230	100.0	H13.08.03
3 5 69	八曾利公園線	2	12	1,180	1,180	100.0	H13.08.03
3 5 72	嫁島中央線	2	14	1,910	1,910	100.0	H13.08.03
3 3 74	松江木次線	4	25	1,210	1,210	100.0	H25.04.05
3 3 75	東津田下東川津線	4	22	4,260	0	0.0	R 3. 4. 6
3 4 75	湯町東西線	2	16	1,000	0	0.0	H13.03.13
3 5 76	湯町灘東西線	2	12	370	0	0.0	H13.03.13
3 6 77	東津田中央線	2	11	1,200	1,200	100.0	R 3. 4. 6
3 5 78	北堀母衣線	2	12	160	0	0.0	H21.01.23
3 6 79	北堀石橋線	2	11	430	0	0.0	H21.01.23
3 6 80	下東川津西浜佐陀線	2	8	10,500	0	0.0	R 3. 4. 6
3 6 81	天神町豎町線	2	11	340	340	100.0	R7.1.7
幹線街路(59路線)計				126,270	85,694	67.87	
7 6 1	奥谷春日線	定めなし	9	1,020	100	9.8	H24.03.30
7 6 4	鉄道南沿線	定めなし	8	150	150	100.0	H02.01.19
7 6 6	富家線	定めなし	10	80	80	100.0	S47.05.01
7 6 7	小浜西線	定めなし	9	80	0	0.0	S47.05.01
7 7 8	寺町北線	定めなし	6	300	300	100.0	S47.05.01
7 7 9	寺町南線	定めなし	5	300	300	100.0	S47.05.01
7 7 10	片倉東線	定めなし	7	280	280	100.0	S47.05.01
7 7 15	玉造川西線	定めなし	6	2,160	0	0.0	H01.08.08
7 6 18	内中原春日線	定めなし	8	1,240	1,240	100.0	H24.03.30
7 7 19	砂子町東西線	定めなし	6	300	226	75.3	H24.03.30
7 7 20	湯町学校線	定めなし	6	250	250	100.0	H24.03.30
7 7 21	玉造中央線	定めなし	6	1,030	887	86.1	H24.03.30
7 6 22	中灘五反田線	定めなし	8	1,180	1,170	99.2	H24.03.30
7 7 23	崎田新町線	定めなし	7	1,640	1,640	100.0	H24.03.30
7 7 24	須田線	定めなし	7	530	530	100.0	H24.03.30
7 6 25	横浜町浜乃木線	定めなし	8	1,600	1,600	100.0	H25.04.05
7 6 26	外中原東西線	定めなし	11	490	490	100.0	H28. 3.29
7 4 27	鍛冶橋東線	定めなし	18	550	550	100.0	H29.12.26
7 6 28	和多見東西線	定めなし	10	240	0	0.0	H28. 3.29
7 5 29	白潟本町灘町線	定めなし	15	460	250	54.3	H28. 3.29
7 6 30	白潟本町天神町線	定めなし	11	340	100	29.4	R7.1.7
区画街路(21路線)計				14,220	10,143	71.33	
8 7 1	北公園新田線	定めなし	6	910	910	100.0	S54.04.04
8 7 2	乃木小学校公園線	定めなし	6	890	890	100.0	S54.08.23
8 6 3	鉄道北沿線	定めなし	8	230	230	100.0	H09.02.19
8 7 4	天神川南沿線	定めなし	7	290	290	100.0	H09.10.21
特殊街路(4路線)計				2,320	2,320	100.0	
86路線合計				158,420	108,107	68.24	

【宍道都市計画区域】

番号	路線名	車線数	幅員(m)	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備率(%)	決定年月日(最終)
1 3 1	宍道出雲線	4	24	1,880	1,880	100.0	H13.4.17
自動車専用道(1路線)計				1,880	1,880	100.0	
3 5 1	宍道中央線	2	12	1,920	1,480	77.1	H14.10.25
3 5 3	小宮田線	2	14	500	0	0.0	H14.10.25
3 4 4	宍道インター線	2	17	2,870	2,870	100.0	H13. 4.17
幹線街路(3路線)計				5,290	4,350	82.23	
4路線合計				7,170	6,230	86.89	

## (2) 駅前広場

駅前広場は、鉄道と他の交通機関との結節点であり、駅前に集中する大量の交通を円滑に処理するとともに、交通機関相互の乗り継ぎの利便性を図るものです。また、都市美観上及び都市防災上においても重要な役割を果たすとともに、その都市の顔となる象徴的空間です。

### ■駅前広場

駅名	鉄道名	計画決定道路名称		計画面積 (m <sup>2</sup> )	供用面積 (m <sup>2</sup> )	決定年月日	告示番号
JR 松江駅北口	山陰本線	3・4・14	松江停車場白潟線	8,600	8,600	S54. 8. 28	島根県告示 第583号
JR 松江駅南口	山陰本線	3・6・32	松江停車場南口忌部線	2,900	2,900	S53. 6. 8	松江市告示 第158号
JR 乃木駅	山陰本線	3・6・16	横浜町乃木福富線	1,600	0	H13. 8. 3	島根県告示 第583号
一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅	一畑電鉄	3・4・18	北松江停車場恵曇線	3,500	3,500	S47. 5. 1	島根県告示 第1059号
JR 玉造温泉駅	山陰本線	3・4・60	駅前線	2,100	810	S48. 3. 16	島根県告示 第200号



JR 松江駅北口



一畑電鉄松江しんじ湖温泉駅

## (3) 都市高速鉄道

市街地における道路と鉄道の平面交差は、市街地を分断し、交通渋滞や踏切事故を引き起こし、都市活動に大きな障害となっています。このため、住宅・商店・事務所等が高密度に集積し、道路網が密な市街地では、道路と鉄道を跨線橋や地下道によって立体交差させる代わりに、鉄道を一定区間連続して高架化又は地下化し、都市の均衡ある発展を図るのが連続立体交差化事業です。この事業を行う鉄道の区間を都市高速鉄道として都市計画決定し、都市計画事業として実施されています(次頁参照)。



山陰本線松江駅付近連続立体交差化事業  
(国道9号線との交差[袖師町])

### ■都市高速鉄道

名称	位置		計画延長 (m)	完成延長 (m)	主要施設	決定年月日	告示番号
	起点	終点					
山陰本線松江駅付近連続立体交差化事業	東朝日町 小浜	栄町字元山	3,480	3,480	松江駅	S45. 4. 28	島根県告示 第371号

### 山陰本線松江駅付近連続立体交差化事業

松江駅を含む約 3,480m の区間を高架化し、既設踏切道 7 ヶ所を除却するとともに新設の都市計画道路を含む 13 ヶ所を立体交差とすることにより松江市内の都市交通の円滑化を図りました。また、在来の貨物ヤードを東松江駅に移転し、松江駅から東松江駅間の複線化を行い、輸送力の増強をはかりました。

#### ―事業の経過―

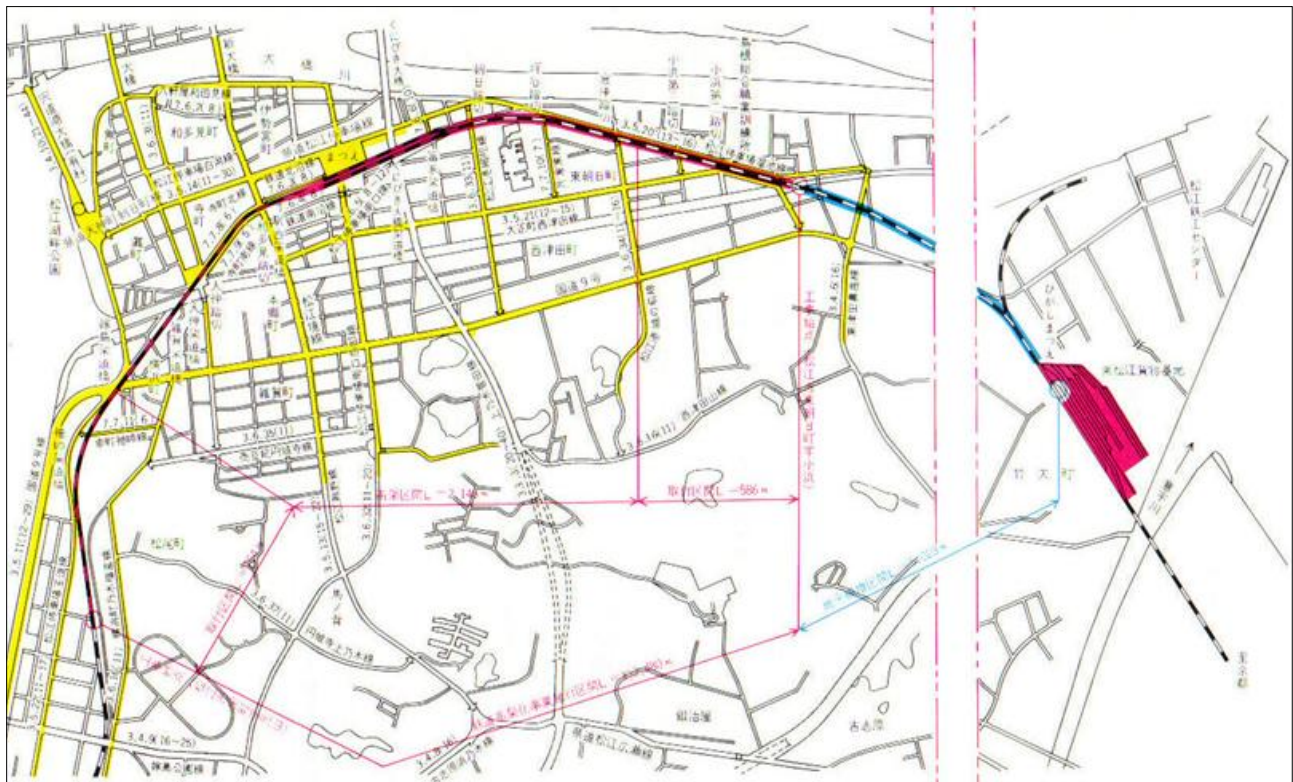
昭和 45 年から 47 年にかけて東朝日町小浜地区から栄町元山区間(高架化区間)の排水路・道路の移設、仮線の敷設及び建物等支障物件の移転を完了しました。

昭和 48 年 5 月から高架橋の本体工事を東部・駅部・西部の 3 工事区間に分けて施行し、昭和 51 年末には単線部分の工事が完成、昭和 52 年 3 月 10 日に高架上の単線列車運行に切り替えられました。昭和 52 年度から駅舎及び駅東部の線増部分の高架橋工事に着工し、山陰本線松江駅付近連続立体交差化事業は昭和 53 年 3 月に完了しました。

#### ■事業概要

都市計画年月日	S45.4.28(島根県告示第371号)	都市計画事業年月日	S46.1.11(島根県告示第52号)
施行者の名称	島根県・日本国有鉄道	線路の名称	日本国有鉄道山陰本線
都市計画事業の種類	松江圏都市計画(松江国際文化観光都市建設計画) 都市高速鉄道山陰本線松江駅付近連続立体交差化事業		
区間	松江市東朝日町字小浜 ~ 松江市栄町字元山		
路線部分	嵩上延長 約 3,480m 松江駅～東松江駅：線増連続立体交差化，松江駅～乃木駅：単純連続立体交差化		
主要施設	松江駅・東松江駅貨物基地		
事業費 (S47.3.10協定額)	8,074,339千円 負担額	都市側	5,842,090千円
		国鉄側	2,232,249千円
工事期間	S45.1.11 ~ S55.3.21		

#### ■山陰本線松江駅付近立体交差化事業図



#### (4) 駐車場

駐車場は、他の交通機関として、結節点として、また自動車交通の目的地におけるターミナルとしての役割を持ち、都市交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、都市交通体系の一環として設置する施設です。

##### 【城山西駐車場】

城山西駐車場は、当初昭和54年1月12日に黒田駐車場として計画決定しました。昭和58年2月18日に一級河川中川の改修事業により計画変更を行い、昭和60年度から62年度において、総事業費145百万円を投じて建設し、昭和63年4月1日から路外駐車場として供用開始しました。その後、堀川遊覧船の発着場として隣接地に松江堀川ふれあい広場が建設され、駐車場も含めた一体的整備を行うため、平成9年7月18日に計画変更を行い、あわせて利用者が駐車場位置を容易に判断できるように、名称を城山西駐車場としました。

##### 【松江駅前地下駐車場】

松江市の表玄関であるJR松江駅周辺は、本市における主要交通のターミナルとして交通の集中化が著しい地区です。駅周辺の不法駐車等の解消等を目的として、松江市駐車場整備計画に基づき平成9年10月21日に計画決定しました。



城山西駐車場



松江駅前地下駐車場

#### ■ 駐車場

名称	計画決定		開設状況		決定年月日	告示番号
	面積・収容台数	構造	面積・収容台数	構造		
黒田駐車場	約3,100㎡ 78台(内大型)10台	平面自走式 出入口2箇所	約4,500㎡ 約100台(内大型)10台	平面自走式 出入口1箇所	S54. 1.12	松江市告示第1号
黒田駐車場	約3,200㎡ 80台(内大型)10台	平面自走式 出入口1箇所			S58. 2.18	松江市告示第13号
城山西駐車場	約4,500㎡・約100台 (内大型)10台	平面自走式 出入口1箇所			H9. 7.18	松江市告示第107号
松江駅前地下駐車場	約3,600㎡・約200台	機械式(地下2層) 出入口2箇所	約3,600㎡・198台	機械式(地下2層) 出入口2箇所	H9.10.21	松江市告示第136号

## 2. 公園・緑地等

公園・緑地等は、都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民の安らぎと憩いの場として、あるいは、スポーツ・レクリエーション活動の場として、重要な都市施設です。また、災害時には、避難地・避難路、火災の延焼防止、救援活動拠点、復旧・復興拠点の機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設です。

### (1) 公園

都市計画公園は、住民の屋外における休息・観賞・遊戯・運動その他レクリエーションの用に供するとともに、都市環境の整備及び改善を図り、都市の健全な発展と潤いのある都市生活を目的として設けるものです。都市計画で定める公園の種類は、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・特殊公園及び広域公園となっています。

【松江湖畔公園(近隣公園)】

宍道湖の東端に位置する湖岸沿線に千鳥南・末次・白濁・岸・袖師及び湖上に浮かぶ嫁ヶ島の各公園が散在しており、これらを「松江湖畔公園」として計画決定しました。岸公園には、島根県立美術館が平成11年3月にオープンしました。これらの公園とこの地から見える宍道湖の風景は、夕日とともに水の都の代表的な景観を形成しています。



松江湖畔公園(白濁公園)

【秋鹿湖畔公園(総合公園)】

松江フォーゲルパークと称され、松江市の北西部(大垣・岡本町)宍道湖北岸中央に位置し、日本では珍しい「花と鳥と自然」をテーマにした公園です。平成13年7月に開園し、天候と季節に影響されない快適な空間で満開のペゴニア・フクシア等の花が観賞できる大温室と多種多様な鳥類と触れあえる日本最大級の鳥園温室を配置し、施設周囲に自然を残し、宍道湖の眺望等の借景を生かした公園です。



秋鹿湖畔公園

【北公園(総合公園)】

この公園は JR 松江駅から北に 700m の位置で、交通の利便性が良い場所にあります。ここは北部土地区画整理事業に伴う公園で、現在この周辺は松江有数の繁華街となり、市街地の貴重なオープンスペースとなっています。公園内には総合体育館・テニスコート・多目的広場・子供広場等を整備し、市街地におけるスポーツとレクリエーションの場として、多くの市民に利用されています。



北公園

【宍道総合公園(総合公園)】

野球場、テニスコート、少年広場、芝生広場、多目的広場等を備えた総合公園で、宍道町を中心に多くの市民の運動と憩いの場として利用されています。公園の周囲は緑に囲まれ、宍道湖も眺望できる丘陵地にあります。公園内に整備された古墳の森は、古墳時代から弥生時代にかけてつくられた水溜古墳群の一部を再現したものです。



宍道総合公園

【玉作公園(特殊公園)】

大正 11 年に指定を受けた国史跡です。昭和 44 年から 3 次にわたる発掘調査が行われ、古墳時代～平安時代に至る工房跡、玉の未成品や砥石が数多く発見されました。工房跡をそのまま保存・公開する施設や、工房跡の位置を示す台座、推定復元されたカヤ葺きの工房、記加羅志神社跡古墳などが整備されています。年間多くの人々が訪れる、玉作り工人の息吹が感じられる公園として利用されています。公園内の出雲玉作資料館では、「古代出雲の玉造り」を柱に、「近代のための細工」や「布志名焼の歴史」について知ることができます。



玉作公園

【城山公園(特殊公園)】

松江市における最初の都市計画公園で昭和 27 年に計画決定しています。園内のほとんどが国の史跡に指定されています。その中でも 1611 年(慶長 16 年)に建てられた松江城天守は全国に 12 城しか残っていない現存天守のうちの一つで、近世城郭最盛期を代表する天守として 2015 年(平成 27 年)に国宝に指定されました。城を囲んで樹齢数百年に及ぶ老松が歴史の重さを感じさせ、内堀には城壁に沿う木々がゆったりと川面に映えています。園内には島根県指定有形文化財・松江市歴史的風致形成建造物の興雲閣があります。市民の鑑賞・憩いの場として、また松江を代表する観光地として年間を通じて多くの人々が訪れます。



城山公園

【松江総合運動公園(運動公園)】

松江市上乃木十丁目に位置し、面積 35.3ha の総合運動公園として、昭和 46 年 12 月に計画決定され、多様な運動施設を備えた公園です。市民のレクリエーションと体力向上の場として広く利用されています。

昭和 57 年にはくにびき国体の主会場として、平成 16 年には全国高等学校総合体育大会の水泳及びソフトテニスの会場として、平成 28 年には全国高等学校総合体育大会のテニスの会場として利用されました。令和 12 年には国民スポーツ大会(島根かみあり国スポ)の開催が予定されており、現在施設の改修を進めています。



松江総合運動公園

## (2)墓園

都市計画墓園は、埋葬場所としての機能のほか、緑地の保全やレクリエーション機能等公園的性格をあわせ持っています。墓参と同時に散歩や休息等のできる静粛な環境を作るため、墓域面積を全体の3分の1以下に抑え、可能な限り墓所の持つべき清浄さに配慮することとしています。

### 【松江市公園墓地(墓園)】

この墓園は寺町周辺の整備と墓地需要の増大に対応するため、昭和51年に計画決定しました。市の中心部から南に約4km離れた大庭町に位置し、東ははるか大山を仰ぎ、北は穴道湖を中心とした景観を一望におさめる閑静な丘陵地に、明るく自然豊かな墓域を形成しています。全体計画で6,262区画のうち、5,057区画が整備され、4,858区画が現在使用されています(R7.3.31)。管理棟・休憩所・駐車場等の諸施設が整備され、隣接地に松江市斎場があります。



松江市公園墓地

## (3)その他の都市公園等

都市計画公園のほか都市公園等も含めると、松江市内の都市公園等の総面積は230.93haで、市民1人当たりの面積は約13.84㎡です。DID区域内に限定すると、都市公園等の総面積は50.02ha、市民1人当たりの面積は約4.70㎡です(R7.3.31)。なお、都市公園法施行令第1条によると、住民1人当たりの公園面積の標準は10㎡以上、市街地の住民1人当たりの公園面積の標準は5㎡以上とされています。

### ■都市計画公園整備状況表 (R7.3.31時点)

公園種別	箇所数	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	整備率 (%)
街区公園	30	7.8	7.78	99.7
近隣公園	4	15.2	13.48	88.7
総合公園	4	77.4	76.8	99.2
運動公園	2	45.7	45.7	100
特殊公園	4	51.8	39.13	75.5
合計	44	197.9	182.89	92.4

(松江圏都市計画区域及び穴道都市計画区域)

### ■都市計画公園の種別(松江市の都市計画公園に該当する種別のみを抜粋)

種別	内容
住区基幹公園	街区公園: 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 近隣公園: 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園: 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。 運動公園: 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園: 風致公園、動物植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。

### ■公園の名称

公園名	区分(○)	規模(□)	一連番号(△)
○・□・△ 公園名	2:街区公園 3:近隣公園 4:地区公園	2:面積1ha未満 3:面積1ha以上4ha未満	2:街区公園 5:総合公園 6:運動公園 7:特殊公園(風致公園等)
一連番号		4:面積4ha以上10ha未満 5:面積10ha以上50ha未満	8:特殊公園 (動物公園・植物公園・歴史公園等)
規模(2~7)		6:面積50ha以上300ha未満 7:面積300ha以上	9:広域公園
区分(2~9)	当該都市計画区域ごと、区分ごとの一連番号を付する。		

■都市計画公園一覧  
【松江圏都市計画区域】

(R7. 3. 31 時点)

公園種別	公園名	都市計画決定		事業執行 年度	開設状況			
		年月日	面積(ha)		年月日	面積(ha)		
住区基幹公園	街区公園	2・2・1 千鳥児童公園	S42. 12. 15	0. 15	S42	S43. 4. 1	0. 15	
		2・2・2 南平台児童公園	S47. 9. 1	0. 20	S47~S49	S50. 4. 1	0. 20	
		2・2・3 笠森児童公園	S53. 1. 30	0. 12	S57	S58. 5. 1	0. 12	
		2・2・4 意東児童公園	S48. 6. 22	0. 34	S48~S53	S55. 4. 1	0. 34	
		2・2・5 松尾児童公園	S51. 8. 13	0. 15	S51	S52. 10. 1	0. 15	
		2・2・6 八幡児童公園	S52. 3. 31	0. 32	S52~S55	S55. 7. 1	0. 32	
		2・2・7 瀬北台児童公園	S59. 2. 3	0. 22	S52~S55	S56. 9. 1	0. 22	
		2・2・8 美月東児童公園	S53. 1. 30	0. 20		H10. 3. 31	0. 18	
		2・2・9 美月西児童公園	S53. 1. 30	0. 32	S54~S56	S55. 7. 1	0. 32	
		2・2・10 比津ヶ丘児童公園	S54. 8. 17	0. 23	S54~S56	S55. 7. 1	0. 23	
		2・2・11 森脇児童公園	S56. 3. 31	0. 15	S56	S57. 4. 1	0. 15	
		2・2・12 市向児童公園	S56. 3. 20	0. 06	S57~S58	H25. 2. 20	0. 06	
		2・2・13 竹崎児童公園	S57. 7. 22	0. 18		S57. 7. 22	0. 18	
		2・2・14 照床児童公園	S59. 2. 3	0. 17	S58	S59. 5. 5	0. 17	
		2・2・15 沼児公園	S59. 2. 3	0. 18	S59~S60	S60. 6. 1	0. 18	
		2・2・16 菅田児童公園	H15. 11. 20	0. 26	S59~S60	H18. 3. 1	0. 26	
		2・2・18 玉造ふれあい公園	S61. 8. 9	0. 76	S61~S63	H1. 4. 1	0. 76	
		2・2・19 宇賀公園	S63. 3. 30	0. 20	H1	H2. 4. 1	0. 20	
		2・2・20 うぐいす公園	S63. 3. 30	0. 40	H1	H2. 4. 1	0. 40	
		2・2・21 国尾公園	S63. 3. 30	0. 40	H2	H3. 4. 1	0. 40	
		2・2・22 下沢公園	S63. 3. 30	0. 21	H2	H3. 4. 1	0. 21	
		2・2・23 比津ヶ丘東児童公園	S63. 3. 30	0. 49	H1	H2. 4. 1	0. 49	
		2・2・24 川口児童公園	H3. 8. 6	0. 30	H3~H4	H5. 4. 1	0. 30	
		2・2・25 東松北台児童公園	H3. 8. 6	0. 41		H8. 3. 1	0. 41	
		2・2・26 橋本街区公園	H6. 1. 7	0. 38	H6~H9	H10. 3. 31	0. 38	
		2・2・27 楽山西街区公園	H6. 1. 7	0. 12	H11	H13. 3. 30	0. 12	
		26箇所		6. 92			6. 90	
	近隣公園	内訳	3・4・1 松江湖畔公園	H11. 5. 14	9. 90		H11. 3. 31	9. 50
			千鳥南公園	H11. 5. 14	0. 60		H11. 3. 31	0. 60
			末次公園	H11. 5. 14	0. 80		H11. 3. 31	0. 80
白湯公園			H11. 5. 14	3. 00		H11. 3. 31	2. 60	
岸公園			H11. 5. 14	2. 80	S35~S39	H11. 3. 31	2. 80	
嫁ヶ島公園			H11. 5. 14	0. 20		H11. 3. 31	0. 20	
袖師公園			H11. 5. 14	2. 50	S48~S56	H19. 10. 1	2. 50	
3・3・2 緑山公園		S53. 2. 1	2. 60		S36. 4. 1	1. 30		
3・3・3 空口公園		S54. 7. 31	1. 30	S54~S58	S57. 10. 1	1. 28		
3・3・4 菅田公園		H3. 8. 9	1. 40	H4~H8	H9. 6. 1	1. 40		
	4箇所		15. 20			13. 48		
	30箇所		22. 12			20. 38		
都市基幹公園	総合公園	5・4・1 北公園	H28. 3. 29	8. 28	S57~H9	H28. 5. 23	8. 28	
		5・5・2 栗山公園	H15. 3. 28	21. 90	S47~S57	H6. 4. 1	21. 30	
		5・5・4 秋鹿湖畔公園	H13. 7. 23	31. 30	H10~H13	H13. 7. 23	31. 30	
		3箇所		61. 48			60. 88	
	運動公園	6・5・2 東土雲中央公園	S47. 9. 12	10. 40	S48~S59	S55. 4. 1	10. 40	
		6・5・3 松江総合運動公園	S59. 2. 7	35. 30	S46~H5	H5. 4. 1	35. 30	
		2箇所		45. 70			45. 70	
	5箇所		107. 18			106. 58		
特殊公園	歴史公園	8・3・1 玉作公園	S54. 7. 31	3. 80	S40~S48	S52. 6. 24	3. 80	
		8・2・3 玉作出湯の里歴史公園	H23. 12. 14	0. 31	H23~H24	H25. 11. 11	0. 31	
		8・5・2 城山公園	S27. 3. 31	19. 60	S52~S54	H21. 9. 4	20. 72	
		3箇所		23. 71			24. 83	
	墓園	松江市寺山公園墓地	S. 59. 11. 6	28. 10		S54. 3. 31	14. 30	
			1箇所		28. 10		14. 30	
	4箇所		51. 81			39. 13		
合計		39箇所		181. 11			166. 09	

【宍道都市計画区域】

公園種別	公園名	都市計画決定		事業執行 年度	開設状況		
		年月日	面積(ha)		年月日	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	2・2・1 萩田児童公園	S53. 1. 26	0. 16		S53. 12. 1	0. 16
		2・2・2 妻青山児童公園	S54. 1. 5	0. 39		S54. 12. 1	0. 39
		2・2・3 下白石児童公園	S55. 12. 10	0. 13	S56	S56. 12. 1	0. 13
		2・2・4 亀島児童公園	S57. 12. 10	0. 20	S58	S58. 11. 18	0. 20
	4箇所		0. 88			0. 88	
都市基幹公園	総合公園	5・5・1 宍道総合公園	S60. 12. 27	15. 92		H2. 4. 1	15. 92
			1箇所		15. 92		15. 92
合計		5箇所		16. 80			16. 80

### 3. 下水道

下水道は、家庭や工場からの汚水を処理することにより生活環境を改善するとともに、河川や海域等の公共用水域の水質を保全し、雨水による浸水を防止する役割をもった、都市に欠かせない施設です。

下水道には、流域下水道、公共下水道、都市下水路の3種類があり、原則として都市計画事業として行われます。

#### (1)流域下水道

流域下水道は、2以上の市町村の区域における下水を排除し処理するために、都道府県が設置する下水道で、幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場からなり、それぞれの市町村が管理する公共下水道から排出される下水を集水して一括処理するものです。

宍道湖・中海は全国的にも風光明媚な湖沼として知られています。しかし、生活様式の多様化や産業活動の活発化により、水質の悪化が問題となってきました。そこで公害対策基本法の規定を受けた宍道湖、中海の水質環境基準を達成するため、計画的に下水道を整備する必要があり、県において斐伊川等流域別下水道整備総合計画が策定されました。

宍道湖流域下水道東部処理区については、昭和49年度に都市計画決定、事業認可を経て、昭和50年度から浄化センター、昭和51年度には幹線管渠の建設工事に着手しました。昭和56年4月、旧松江市の87haをもって供用開始を行い、「宍道湖東部浄化センター」の下水処理場の運転を開始しました。

西部処理区については、昭和55年度に都市計画決定及び事業認可を経て、昭和58年度から幹線管渠、昭和59年度には浄化センターの建設工事に着手しました。平成元年1月には旧出雲市の143.6haをもって供用開始を行い、「宍道湖西部浄化センター」の下水処理場の運転を開始しました。平成3年4月には旧宍道町が供用開始しました。

#### 【宍道湖東部流域下水道事業概要】 (R7.3.31時点)

項目		告示年月日	告示番号
当初	都市計画決定	昭和49年11月12日	島根県告示第645号
	事業認可(下水道法)	昭和49年12月12日	建設省島都下流発第2号
	事業認可(都市計画法)	昭和49年12月18日	建設省告示第1500号
最終	都市計画変更決定	平成26年3月28日	島根県告示第177号
	変更事業認可(下水道法)	令和3年9月2日	中国地方整備局都住第129号
	変更事業認可(都市計画法)	令和3年12月9日	中国地方整備局告示第128号

市町村名	項目 処理区	全体計画		事業着手	供用開始 年月日
		面積 (ha)	人口 (人)		
松江市	松江	3679.4	128,600	S47	S56.4.1
	玉湯	302.1	8,100	S52	S61.4.1
	八雲(特環)	186.9	5,100	H7	H12.5.1
	東出雲	537.5	17,500	S52	S58.7.1
安来市	安来	704.5	14,000	S52	S63.4.1
	広瀬(特環)	131.5	2,100	H8	H13.4.1
計		5,541.9	175,400		

※都市計画区域外を含む。

<宍道湖東部浄化センター計画概要>

【位置】松江市竹矢町 1444  
 【敷地面積】18.8ha  
 【下水排除方式】分流式  
 【処理方式】汚水処理  
     …凝集剤添加活性汚泥  
     循環変法+砂ろ過法  
     汚泥処理  
     …肥料原料化、炭化製品化、  
     焼却  
 【放流先】意宇川(中海)



宍道湖東部浄化センター

【宍道湖西部流域下水道事業概要】(R7.3.31時点)

項目		告示年月日	告示番号
当初	都市計画決定	昭和 55 年 4 月 4 日	島根県告示第 320 号
	事業認可(下水道法)	昭和 56 年 3 月 13 日	建設省島都下流発第 7 号
	事業認可(都市計画法)	昭和 56 年 2 月 21 日	建設省告示第 212 号
最終	都市計画変更決定	平成 26 年 3 月 28 日	島根県告示第 178 号
	変更事業認可(下水道法)	令和 3 年 9 月 2 日	中国地方整備局都住第 130 号
	変更事業認可(都市計画法)	令和 3 年 12 月 9 日	中国地方整備局告示第 127 号

市町村名	項目	処理区	全体計画*		事業着手	供用開始年月日
			面積(ha)	人口(人)		
松江市		宍道	570.5	7,100	S60	H3.4.1
出雲市		出雲	1979.2	69,600	S55	H1.1.20
		平田	481.0	7,000	S59	H2.4.2
		大社	474.0	8,000	S57	H3.4.1
		湖陵(特環)	330.3	3,800	S61	H4.4.1
斐川町		斐川	1,004.3	17,900	S58	H2.4.1
計			4839.3	113,400		

※都市計画区域外を含む。

<宍道湖西部浄化センター計画概要>

【位置】出雲市大社町中荒木 2391  
 【敷地面積】15.14ha  
 【下水排除方式】分流式  
 【処理方式】汚水処理  
     …標準活性汚泥法  
     汚泥処理  
     …肥料原料化、炭化製品化、  
     セメント原料化、焼却  
 【放流先】日本海



宍道湖西部浄化センター

## (2)松江市公共下水道

近年における公共用水域の水質汚濁の進行は、市民生活に多大な影響を及ぼしてきました。そこで、昭和48年2月公共下水道を計画決定し、事業認可区域382haについて同年3月から事業に着手しました。その後、県において宍道湖東部流域下水道が計画されたことに伴い、同流域下水道関連公共下水道として再スタートしました。昭和56年4月の供用開始を転機として、下水道法上の事業認可区域も数回の計画変更を経て、現在では4処理区4905.4haとなりました。平成26年度末には下水道面整備が終了し、事業運営の主体が建設から維持管理への移行時期を迎えています。



向島ポンプ場

### 【松江市流域関連公共下水道 事業概要(汚水)】(R7.3.31時点)

#### ■宍道湖流域下水道【東部処理区】

項目		告示年月日	告示番号		
当初	都市計画決定	昭和48年2月26日	松江市告示第7号		
	事業認可(下水道法)	昭和48年3月9日	建設省都下事発第2号		
	事業認可(都市計画法)	昭和48年3月16日	島根県告示第185号		
最終	都市計画変更決定	令和3年4月27日	島根県公告第203号		
	変更事業認可(下水道法)	令和4年3月10日	下第353号		
	変更事業認可(都市計画法)	令和4年3月22日	島根県告示第197号		
地区	全体計画			排除方式	下水道法第4条 事業計画面積 (ha)
	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (日最大 m <sup>3</sup> )		
松江	3,679.4	128,600	54,650	分流式	3,679.4
玉湯	302.1	8,100	5,160	//	302.1
東出雲	537.5	17,500	6,310	//	506.3
計	4,519.0	154,200	66,120		4,487.8

※都市計画区域外を含む。

#### ■宍道湖流域下水道【西部処理区】

項目		告示年月日	告示番号		
当初	都市計画決定	昭和60年4月1日	宍道町告示第27号		
	事業認可(下水道法)	昭和60年6月26日			
	事業認可(都市計画法)	昭和60年7月12日	島根県告示第596号		
最終	都市計画変更決定	平成29年8月8日	島根県公告第2927号		
	変更事業認可(下水道法)	令和4年3月10日	下第354号		
	変更事業認可(都市計画法)	令和4年3月22日	島根県告示第198号		
地区	全体計画			排除方式	下水道法第4条 事業計画面積 (ha)
	面積 (ha)	人口 (人)	汚水量 (日最大 m <sup>3</sup> )		
宍道	570.5	7,100	3,660	分流式	417.6
計	570.5	7,100	3,660		417.6

※都市計画区域外を含む。

【松江市流域関連公共下水道事業計画（下水道法第4条第1項の規定による）概要】

項目	松江地区		宍道地区	
計画汚水量	日最大 72,370m <sup>3</sup> /日 日平均 61,200m <sup>3</sup> /日		日最大 4,090m <sup>3</sup> /日 日平均 3,250m <sup>3</sup> /日	
計画管渠延長	汚水	86,930m	汚水	13,130m
	雨水	58,240m	雨水	10,400m
ポンプ場	汚水	6箇所	雨水	1箇所
	雨水	3箇所		

**(3)特定環境保全公共下水道**

公共下水道のうち市街化区域以外(市街化区域が設定されていない都市計画区域内にあっては、既成市街地及びその周辺区域)の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、または公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの、および処理対象人口がおおむね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものをいいます。

松江市では、八雲町・島根町・八束町・鹿島町・美保関町で施行しています。

**4. その他の都市施設**

火葬場・汚物処理場・ごみ焼却場及びごみ処理場等の諸施設は、他の都市施設と同様に都市の機能上必要不可欠な施設です。これらの施設は公共性が極めて高く、施設の位置や規模等について広域的な観点から決める必要があります。また、周辺に与える影響が大きいため、都市計画決定されたものであるか、特定行政庁が建築基準法第51条ただし書きに基づき都市計画審議会の議を経てその位置を許可したものでなければ、都市計画区域内においては建築することができません。

**(1)汚物処理場**

し尿処理は、環境その他の面から基本的には下水道によって行うことが効果的ですが、下水道を整備中の地域や整備が行われていない地域については、汚物処理場で処理が行われています。

松江市のし尿及び浄化槽汚泥の処理は、川向クリーンセンターで行っており、現在処理している日量(令和5年度実績)は、34.2kl(し尿:6.7kl、浄化槽汚泥:27.5kl)です。川向クリーンセンターは、平成11年度から稼働を開始し、施設の老朽化とし尿と浄化槽汚泥の搬入割合の変化などに対応するため、基幹整備工事を平成26年から2ヶ年継続事業として行い、現在の処理能力は51.0kl/日となります。

また、本市では公共下水道で補完できない市街地周辺の集落地域(農業振興地域、漁業集落地域)において、公共用水域の水質保全、生活環境の改善に寄与するため集落排水事業を行っています。これらに設置される浄化槽施設(処理施設)のうち、一定規模以上のものについては計画決定を行っています。

計画決定年月日	告示番号	名称		位置	計画面積	供用開始年月日	供用面積
		番号	汚物処理場名				
H13.2.28	松江市告示第18号	1	川向クリーンセンター	竹矢町	約0.68ha	H11.4.1	6,757.05 m <sup>2</sup>
H10.3.17	松江市告示第27号	3	秋鹿地区浄化センター	秋鹿町字神守	約0.38ha	H12.4.1	約0.38ha
H11.6.17	松江市告示第117号	4	本庄地区浄化センター	新庄町字平津	約0.49ha	H13.4.1	約0.49ha

## (2)ごみ処理場

川向リサイクルプラザは、平成12年4月に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」に基づく資源化施設の整備として旧川向処理場跡地を計画変更し、平成14年10月に供用を開始しました。当該プラザは処理能力64t/5hの選別・圧縮梱包設備と保管施設を有し、令和6年度搬入実績として、その他紙製容器包装類387t、その他プラスチック製容器包装類1,277t、古紙類3,491t、古着273tを処理しました。



川向リサイクルプラザ

計画決定 年月日	告示番号	名称		位置	計画面積	供用開始 年月日	供用面積
		番号	ごみ処理場名				
H13.2.28	松江市告示第18号	3	川向リサイクルプラザ	竹矢町大字川向	約0.80ha	H14.10.01	7,994.4㎡
H14.7.15	宍道町告示第72号	1	宍道一般廃棄物最終処分場施設	宍道町東来待	約0.94ha	H15.04.01	約0.94ha
H9.2.14	東出雲町告示第12号		東出雲町リサイクルプラザ		0.5ha		0.5ha

## (3)火葬場

火葬場は、老朽化と非効率化及び周辺の宅地化の進行に伴い、移転新築が必要となったため、将来人口の増加に対応できるよう、松江市斎場を新たに計画決定し、昭和63年8月に供用を開始しました。



松江市斎場

計画決定 年月日	告示番号	名称		位置	計画面積	供用開始 年月日	供用面積	備考
		番号	火葬場名					
S59.11.14	松江市告示第9号	1	松江市斎場	大庭町	約1.8ha	S63.8.1	約1.8ha	9体/日 火葬炉6基